

羽島市会計年度任用職員
(社会教育指導員及び「放課後子ども教室」各種スタッフ) 募集案内

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される非常勤職員です。採用されますと、地方公務員の服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1. 募集内容について

(1)申込期間 令和8年1月13日（火）～2月3日（火）

(2)採用予定人数及び職務内容

区分	R8.4.1 採用 予定人数	職務内容	週の勤務 時間数
社会教育指導員 (月給)	1人	<ul style="list-style-type: none"> ・各種ボランティアの指導及び養成に関すること ・社会教育関係団体の運営及び育成の指導・助言に関すること ・その他社会教育に関する学習相談及び活動の指導・助言に関すること 	27時間
放課後子ども教室 地域コーディネーター（時給）	5人	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室事業計画の立案 ・地域協力者の確保及び連携 ・広報活動 ・学校や関係団体との連絡調整 ・実施状況の見届け、報告書の取りまとめ 	7ページ参照
放課後子ども教室 協働活動支援員 (時給)	9人	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室開室時の運営・進行 ・参加児童の活動支援 ・活動報告の作成 	7ページ参照
放課後子ども教室 協働活動サポーター (時給)	18人	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室開室時の運営サポート ・参加児童の活動支援 	7ページ参照

※採用予定人数は変更になる場合があります。

※採用予定人数に関わらず、選考結果が合格となった方を「採用候補者名簿」に登録させていただきます。名簿登録の全員が採用されるわけではありません。

※「採用候補者名簿」の有効期間は、合格時から令和9年3月31日までです。任用期間中または任用期間終了後に関わらず、令和9年3月31日までは「採用候補者名簿」に登録されます。

(3)申込資格

次に掲げる項目のいずれか（地方公務員法第16条に規定する欠格条項）に該当する人は申し込みできません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・羽島市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 勤務条件について

区分	社会教育指導員（月給）
任用期間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
勤務日	年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）を除き、所属長が定める日（週4日程度）
勤務時間	午前8時30分から午後9時30分までの範囲内で、1週間につき27時間
勤務場所	市役所3階生涯学習課、関係施設等
給与・手当	月額 140,000～150,000円程度 期末・勤勉手当、通勤費（費用弁償） 昇給なし ※給与及び費用弁償に関する条例・規則等の定めるところにより支給します。
給与支給日	毎月21日
休暇	勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところにより付与します。（年次休暇、夏季休暇等の特別休暇あり）
健康保険	加入（岐阜県市町村職員共済組合）
厚生年金保険	加入（日本年金機構）
雇用保険	加入
健康診断	あり
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。
服務・懲戒	・地方公務員法に規定する服務規程が適用されます。 （服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為

	<p>の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法に規定する懲戒処分、分限処分の対象となる場合があります。
人事評価	あり
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・採用後 1 か月は条件付採用とし、良好な成績で勤務したときに正式採用となります。 ・人事評価結果が良好な場合、翌年度も再度任用する場合があります。ただし、必ずしも同じ所属（業務）に配置されるわけではありません。 ・選挙事務及び災害対応業務等に従事する場合があります。（別途報酬を支給） ・職員駐車場を使用される場合は、月額 2,000 円が必要です。駐車場については、3 月下旬に連絡します。 ・敷地内は全面禁煙です。

区分	放課後子ども教室 地域コーディネーター (時給)	放課後子ども教室 協働活動支援員 (時給)	放課後子ども教室 協働活動サポーター (時給)
任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間で、業務に必要な期間	
勤務日	7 ページ参照		
勤務時間	7 ページ参照		
勤務場所	7 ページ参照		
給与・手当	7 ページ参照		
給与支給日	月末締め、翌月 21 日		
休暇	勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところにより付与します。		
健康保険	加入なし		
厚生年金保険	加入なし		
雇用保険	加入なし		
健康診断	なし		
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。		
服務・懲戒	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法に規定する懲戒処 ・地方公務員法に規定する服務規程が適用されます。 （服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の 		

	禁止、営利企業等への従事等の制限) ・地方公務員法に規定する懲戒処分、分限処分の対象となる場合があります。
人事評価	あり
その他	・採用後 1 か月は条件付採用とし、良好な成績で勤務したときに正式採用となります。 ・人事評価結果が良好な場合、翌年度も再度任用する場合があります。ただし、必ずしも同じ採用区分に配置されるわけではありません。 ・選挙事務及び災害対応業務等に従事する場合があります。(別途報酬を支給) ・職員駐車場を使用される場合は、月額 2,000 円が必要です。駐車場については、3 月下旬に連絡します。 ・敷地内は全面禁煙です。

3. 応募方法について

令和 8 年 1 月 13 日午前 8 時 30 分から 2 月 3 日午後 5 時 15 分までに下記の 2 次元コードを読み込んでサイトにアクセスし、フォームに必要事項を入力して申し込んでください。

フォームでの入力完了直後に確認メールが自動配信されます。また、面接の日時等はメールで連絡しますので、事前に以下のドメインを受信できるように設定をお願いします。

- ・@logoform.jp
- ・@city.hashima.lg.jp

新規の方 (令和 7 年度中に会計年度任用職員として勤務していない方)	現在勤務している方 (令和 7 年度中に勤務実績のある方)
	

※フォームでの申込みが困難な場合は、申込書（紙）を提出してください。

申込書	次のいずれかの方法で入手し、必要事項を漏れなく記入してください。 ①羽島市ホームページ職員募集のページから、A4 サイズの用紙に印刷 ②令和 8 年 1 月 13 日(火)から市民協働部生涯学習課で受け取り
提出方法	【郵送する場合】 封筒の表に「 <u>会計年度任用職員申込</u> 」と朱書きし、市民協働部生涯学習

	<p>課宛てに郵送してください。令和8年2月3日(火)の当日消印有効とします。</p> <p>【直接持参する場合】</p> <p>申込期間内の午前8時45分から午後4時45分間に、市役所3階の市民協働部生涯学習課まで提出してください。ただし、<u>土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。</u></p> <p>※提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 申込みから採用までの流れ（令和8年4月1日採用の場合）

	期 間	備 考
①申込み	1月13日(火) ～2月3日(火)	フォームへ入力して申し込んでください。(フォームでの申込みが困難な場合は、申込書(紙)を提出してください。)
②面接	2月20日(金) ～26日(木)	新規申込の方のみ面接を行います。 面接の日時・場所は、メール又は電話でご連絡します。
③合格発表 (名簿登録)	3月上旬 ～3月中旬	郵送でご連絡し、合格された方は「採用候補者名簿」に登録します。 ※名簿登録の通知で <u>採用決定するわけではありません。</u>
④採用内定	3月中旬 ～3月下旬	採用内定した方に、通知と採用必要書類を送付します。
⑤書類の提出	3月下旬	採用必要書類を提出していただきます。
⑥採用	4月1日～	勤務初日に勤務条件通知書を交付します。

※選考合格者は「採用候補者名簿」に登録し、勤務条件の希望、知識・経験等を考慮した上で採用者を決定します。令和8年4月1日に採用とならなかった方については、年度途中で採用の必要が生じた場合にご連絡させていただきます。

5. 名簿登録の取消について

次のいずれかに該当する場合は、「採用候補者名簿」の登録を取消することとします。

- ・申込資格を欠いていることが明らかになった場合
- ・名簿登録を辞退した場合
- ・心身の故障、その他の事由により、職員として適正を欠くことが明らかとなった場合

6. 問い合わせ先

〒501-6292 羽島市竹鼻町 55 番地
羽島市役所 市民協働部生涯学習課
本庁舎 3 階 93 番窓口
電話 058-392-1111 内線 6134
メール gakushu@city.hashima.lg.jp

令和 8 年度 放課後子ども教室スタッフ募集一覧

区 分	内 容
<p>1 「放課後子ども教室」地域コーディネーター (時給)</p> <p style="text-align: center;">5 人</p>	<p><input type="checkbox"/>勤務日 1 教室あたり、年間教室開室日 12 日間程度＋準備期間年間 54 時間まで ※面接の結果などを踏まえ、1 人が複数教室を担当する場合があります。</p> <p><input type="checkbox"/>勤務時間 教室開室日：午前 11 時 00 分～午後 6 時 30 分の内、5 時間 30 分以内 開室日以外：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分の内、4 時間以内</p> <p><input type="checkbox"/>勤務場所 市役所 3 階生涯学習課及び市内小学校等 9 か所で開室する放課後子ども教室</p> <p><input type="checkbox"/>報酬 時給 1,415 円 有資格者等については、時給 1,443 円 (※有資格者とは、教員免許や保育士資格を有し、小・中・高等学校及び、幼稚園・保育園・こども園等での勤務経験のある者をいう) 通勤費 (費用弁償) (※給与及び費用弁償に関する条例・規則等の定めるところにより支給します。)</p>
<p>2 「放課後子ども教室」協働活動支援員 (時給)</p> <p style="text-align: center;">9 人</p>	<p><input type="checkbox"/>勤務日 1 教室あたり、年間教室開室日 12 日間程度＋運営委員会 1 日間 ※面接の結果などを踏まえ、1 人が複数教室を担当する場合があります。 ※勤務日以外にも状況に応じて来庁いただく場合があります。</p> <p><input type="checkbox"/>勤務時間 教室開室日：午後 1 時 00 分～午後 5 時 30 分の内、3 時間程度 運営委員会：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分の内、2 時間程度</p> <p><input type="checkbox"/>勤務場所 市内小学校等 9 か所で開室する放課後子ども教室、市役所</p> <p><input type="checkbox"/>報酬 時給 1,309 円 有資格者については、時給 1,415 円 (※有資格者とは、教員免許や保育士資格を有し、小・中・高等学校及び、幼稚園・保育園・こども園等での勤務経験のある者をいう) 通勤費 (費用弁償)</p>

		(※給与及び費用弁償に関する条例・規則等の定めるところにより支給します。)
3	「放課後子ども教室」協働活動サポーター (時給) 18人	<input type="checkbox"/> 勤務日 1教室あたり、年間教室開室日12日間程度+運営委員会1日間 ※面接の結果などを踏まえ、1人が複数教室を担当する場合があります。 ※勤務日以外にも状況に応じて来庁いただく場合があります。 <input type="checkbox"/> 勤務時間 教室開室日：午後1時00分～午後5時30分の内、3時間程度 運営委員会：午前8時30分～午後5時15分の内、2時間程度 <input type="checkbox"/> 勤務場所 市内小学校等9か所で開室する放課後子ども教室、市役所 <input type="checkbox"/> 報酬 時給1,203円 通勤費(費用弁償) (※給与及び費用弁償に関する条例・規則等の定めるところにより支給します。)

※この募集内容は、令和8年1月時点の予定であり、変更があり得ることをご了承ください。